

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正) 第十條 著作権法の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中、「著作権法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第四十九号)附則第二項」を削る。

文部科学大臣 伊吹 文明
内閣総理大臣 安倍 晋三

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二百一十二号

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和三十六年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中、「有していた者」の下に「並びにその者の子であつて、同日以前六月未満の期間内に北方地域において出生し、かつ、引き続き同日まで北方地域にいたもの及び同日後北方地域において出生したもの」を加え、同項に次の一号を加える。

六 第三号又は第四号に掲げる者が死亡した場合におけるその死亡した者の死亡の当時に於ける子及び孫のうち主務省令で定めるもの(その者が主として当該子又は孫の収入によつて生計を維持していた場合に限るものとし、その者の子及び孫のうち第一号から第四号までに掲げる者に該当する者がある場合を除く。)

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律による改正前の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(以下「旧法」という。)第二条第二項第五号の指定をした

者であつて、当該指定を受けた者がこの法律による改正後の北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(以下「新法」という。)第二条第二項第三号に掲げる者に該当することとなるものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、当該指定については、同項第五号の指定をした者に該当しないものとみなす。

2 旧法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当していた者が平成八年九月三十日以前に死亡した場合及び新法第二条第二項第三号に掲げる者に該当する者(旧法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当していた者を除く。)が施行日前に死亡した場合における当該死亡した者の死亡の当時に於ける子及び孫については、新法第二条第二項第六号の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 尾身 幸次
農林水産大臣 松岡 利勝

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年十二月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二百二十三号

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中、「第八條第二項」の下に、「第十一條の三第二項」を加える。

「第十一條の規定する官職を占める職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による」に「こえて」を「超えて」に改める。

第十四條第一項中、「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加え、同條第二項中、「第十一條の七まで、第十一條の九」を「第十一條の八まで、第十一條の十」に、並びに第十一條の七第一項及び第二項を、「第十一條の七第一項及び第二項並びに第十一條の八第一項」に改める。

第十五條第五項中、「第十四條第一項」を「前條第一項」に改め、同條第六項中「第十四條第二項」を「前條第二項」に、「第十一條の九第一項第三号」を「第十八條の二第一項中、「月額及び」を「月額並びに」に改め、「地域手当」の下に、「及び広域異動手当」を加える。

第二十二條の二第一項、第二十三條第二項、第二十四條第二項、第二十五條第三項及び第二十七條第二項中、「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(平成二十三年三月三十一日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)附則第十五條の規定による俸給を支給される職員のうち、その者を受けける俸給月額と当該俸給の額との合計額がその者の属する職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては)この法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)別表第二の陸将補、海将補及び空将補(二欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては)同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一欄)欄又は(三欄をいう。)における最高の号俸による俸給月額を超える職員については、新法第二十一條の三第二項の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中、「職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)附則第十五條の規定による俸給の額との合計額」とする。

(広域異動手当の支給に関する経過措置)

第三条 新法第十四條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一條の八の規定は、平成十六年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転し

た場合についても適用する。この場合において、同條第一項中、「当該異動等の日から」とあるのは、平成十九年四月一日から当該異動等の日以後」とする。

(平成二十三年三月三十一日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第四条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百号)附則第三條の規定は、平成二十年三月三十一日までの間における新法第十四條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十一條の八第一項各号の規定の適用について準用する。

(政令への委任)

第五条 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部改正)

第六条 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「地域手当」の下に、「広域異動手当」を加える。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(調整規定)

第八条 この法律の施行の日が防衛庁設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第一百八号)の施行の日以後である場合には、本則中「防衛庁の職員の給与等に関する法律」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律」と、附則第二條中「防衛省の職員の給与等に関する法律」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律」と、附則第六條(見出しを含む)中「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律」とあるのは「国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律」とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三